

(様式 1－3)

桑折町生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	災害公営住宅整備事業（桑折町）	事業番号	A-1-1
交付団体		桑折町	事業実施主体（直接/間接）	桑折町（直接）	
総交付対象事業費		2,068,370（千円）	全体事業費	2,068,370（千円）	

事業概要

一日も早く浪江町民が安心して居住できる環境を整える必要があるため、災害公営住宅 25 戸の整備を行ったところであるが、住民意向調査の結果を踏まえ 39 戸を追加整備する。

【事業概要】

○災害公営住宅整備事業

地区名：桑折町字東段地内（公有地、用地面積 25,751.28 m²）

事業内容：公営住宅建設（木造戸建て、浪江町分 64 戸）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください
『福島県復興計画第 2 次』

取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法を検討する。

『浪江町復興計画第 1 次』

取組名：仮設住宅・借上住宅など住環境の改善

取組内容：仮設、借上住宅で解決できない住環境改善を図る。

『桑折町総合計画「復興こおり創造プラン」』

取組名：浪江町民を支援

取組内容：様々な分野において、浪江町民の日常生活を支援する。

居住制限者の避難の状況との関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、浪江町民が桑折町の応急仮設住宅に長期的な避難を余儀なくされている。

災害公営住宅は、応急仮設住宅で培われた地域コミュニティの維持を図りながら、居住制限者の暮らしを再生するものであり、早期に整備を進める必要がある。また、入居者と周辺住民等との交流が一層深められるよう、集会施設や緑地広場等の共同施設整備も実施する必要がある。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1-3)

桑折町生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	災害公営住宅入居者専用駐車場整備事業	事業番号	◆A-1-1-1
交付団体		桑折町	事業実施主体(直接/間接)	桑折町(直接)	
総交付対象事業費		13,824(千円)	全体事業費	13,824(千円)	

事業概要

一日も早く浪江町民が安心して居住できる環境を整える必要があるため、災害公営住宅 25 戸の整備を行ったところであるが、住民意向調査の結果を踏まえ 39 戸を追加整備するにあたり、住宅に係る駐車場を併せて整備する。

【整備概要】

○災害公営住宅入居者専用駐車場整備事業

整備数 : 128 台分(既整備済 50 台分・今回整備 78 台分)

整備箇所 : 東段地区

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください
『福島県復興計画第 2 次』

取組名 : 生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容 : 避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法を検討する。

『浪江町復興計画第 1 次』

取組名 : 仮設住宅・借上住宅など住環境の改善

取組内容 : 仮設、借上住宅で解決できない住環境改善を図る。

『桑折町総合計画「復興こおり創造プラン」』

取組名 : 浪江町民を支援

取組内容 : 様々な分野において、浪江町民の日常生活を支援する。

居住制限者の避難の状況との関係

入居する浪江町民は、避難元に一時帰宅する際、公共交通機関が全く復旧していないことから自家用車を利用する必要があることと、戸建ての住宅に入居することにより、来客が多くなることが見込まれたため、十分な駐車場整備が必要である。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	災害公営住宅整備事業
交付団体	桑折町

基幹事業との関連性

災害公営住宅入居者が自動車を利用した生活ができるよう、また、住宅立地場所が中心市街地であることから、駐車スペースの確保は必須である。